

福岡市地域療育を考える会

第27回総会



めばえ学園 H16 年度卒園の S 君ママの作品

福岡市地域療育を考える会 会則

- 第1条 名称**
当会の名称は、『福岡市地域療育を考える会』（以下、「本会」という。）とし、略称を『療考会』とする。
- 第2条 会の所在地**
本会は、会長宅をその所在地とする。
- 第3条 目的**
障がい児を取り巻く環境の向上を目指し、福岡市内の障がい児施設を充実及び発展させるための取り組みを行うと共に、障がい児の保護者に学習の場を提供することをその目的とする。
- 第4条 会員**
本会は、前条の目的に賛同する福岡市内の療育施設・団体に属する障がい児の保護者及び個人をもって構成する。
- 第5条 事業**
本会は、次の事業を行う。
1) 学習会及び講演会
2) 上記のほか、第3条の目的を達成するために必要な事業
- 第6条 会議**
本会は、必要に応じ、次の会議を行う。
1) 総会 2) 事務局会議 3) 代表者会議
- 第7条 総会**
次に掲げる事項については、総会の承認を得るものとする。
1) 予算に関する事項
2) 本会の会則変更に関する事項
3) 上記以外の重要事項
- 第8条 決議の方法**
前条の総会決議は、出席した会員の過半数をもって決する。
- 第9条 書面総会**
総会を開催することが困難な事情がある場合には、事務局の決定により、書面決議によることができる。
- 第10条 事務局**
1) 本会運営に必要な業務を行うため、事務局を設置し、会員の中から選出されたメンバーにより構成する。
2) 事務局には、次のとおり役員を置く。
会長、副会長及び会計を各若干名
3) 事務局メンバーの任期は、毎年度総会終結の時から次年度の総会終結の時までとし、再任を妨げない。
4) 第7条に掲げられた事項を除く、本会の運営に関する事項については、事務局会議において決定するものとする。その際、必要に応じて代表者会議を開催し、広く会員の意見を求めることを心がけるものとする。
5) 前項の決議は、出席した事務局メンバーの過半数をもって決する。
- 第11条 代表者会**
各会員への情報伝達及び会員同士の意見交換を目的に、代表者会を設置する。
1) 代表者会は、本会に所属する各療育施設の保護者会員の中から選出された代表者により構成する。
2) 代表者の任期は、4月1日から3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
3) 代表者は、各療育施設の保護者会員と本会を結ぶ窓口として、本会に関する情報を各保護者会員に伝達し、また、保護者会員の意見や要望を集約し、本会に伝達する役割を担うものとする。
4) 代表者会は、事務局が統括する。
- 第12条 顧問**
本会の業務執行につき、必要がある場合には、顧問を置くことができる。
- 第13条 会計**
1) 本会の運営費には、会費・寄付金・事業収入等を充てる。
2) 本会の会費は、年会費とし、療育施設・団体の保護者会員については、園児の属する世帯ごとに金400円、個人会員については、1名につき金400円とする。
3) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
4) 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て総会を招集し、決算報告を行う。
5) 本会の会計処理については、前各項のほか、別途定める本会会計規則に従うものとする。

附則

本会則は1995年5月27日から施行され、都度一部改定ののち2020年10月28日より実施される。

福岡市地域療育を考える会 会計規則

第1条 会費

福岡市地域療育を考える会（以下、「本会」という。）の運営費として、次のとおり会費を徴収する。

- ① 年会費として、金400円を徴収する。
- ② 療育施設・団体の保護者会員については、園児の属する世帯ごとに徴収する。
- ③ 個人会員については、1名につき金400円とする。
- ④ 本会への入会日が3月に属する場合には、会費は徴収しない。
- ⑤ 年度途中での退会については、会費の月割り返金を行わない。
- ⑥ 療育施設・団体の保護者会員の会費については、総会終了後最初に行われる代表者会議において徴収するものとする。

第2条 託児料

本会の託児サービスを利用した場合、次のとおり託児料を徴収する。

- ① 代表者会議 子ども1名につき金200円
- ② 総会・学習会・講演会 子ども1名につき金500円

第3条 事務局手当

1. 事務局メンバーの活動費を、次のとおり支給する。

- ① 会長 1名につき金5,000円
- ② 会長以外の事務局メンバー 所属する療育施設ごとに金3,000円

2. 事務局メンバーが任期途中で退任した場合、前項の活動費については、月割計算により支給するものとする。

第4条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5条 監査

毎年4月に会計監査を行うものとし、原則として前年度会計担当者がこれに当たる。

第6条 帳簿等保存期間

本会会計に関する帳簿等資料の保存期間は3年とする。

附則

本会計規則は令和2年10月28日より施行する。

2020年度 活動報告

2020年度は、以下の取り組みました。

1. ホームページの充実化(2020年11月～)

■ 新型コロナウイルス感染症の流行により例年通りの事務局ならびに代表者会議や講演会や学習会等、人の集まる催しが非常に難しい年度でした。

前年度好評だった放課後等デイサービスの学習会開催も難しかったため、ホームページでの事業所紹介をさせていただきました。ここ数年で事業所の数もかなり増えているそうなので、こどもに合った事業所探しの助けになれば幸いです。情報収集をした上で事業所数は増えているのですが、やはり医療的ケア児の受け入れを行う事業所は不足していると感じました。

【参加いただいた放課後等デイサービス事業者様】

博多区… どんこの風 様・ 未来クラブ 様・

早良区… ありすの家 様・ オハナっこ 様・ ぶどうの木 様・ プレミアム早良 様・
多機能型事業所シンフォニー 様

城南区… ハグ田島 様

南区 … プルーンベリー 様

東区 … あいらっこ 様・ しながくどう 様・ 自信マンマン倶楽部 様・ 暖母 様・
ハピネスキッズ 様・ バンビ 様

■ ニュースを印刷せず、療考会ホームページに掲載して各園でアナウンス・更新のお知らせなどを行いました。

2. 設立の決まった南部療育センターについて(2021年1月～)

■ 2020年末の議会で南部療育センターの整備予定地が正式に決定致しました。福岡市こども発達支援課の担当さんから療考会事務局へ説明をいただき、整備についての概要や整備スケジュール(仮)、施設機能、設備及び規模や目指すべき方向性をお聞きすることができました。それに伴い、南部療育センターの施設機能や設備に関しまして既存の療育センターを利用している会員向けにアンケートを行いました。「こういう施設だったら」「こんな設備があれば」という多くのご意見をいただき、3月下旬に福岡市へ要望書を作成・提出致しました。設立までこども発達支援課からは回答や説明をいただく機会もあるかと思っておりますので、2021年度事務局の皆様の本活動を引き継いでいただきたいと思います。

3. 日中一時支援事業に関する要望書について

■ 2019年度の事務局の皆様が福岡市に提出した要望書の回答をいただきました。現在出来る限りを尽くしている旨の回答でしたが現時点でサービスを提供している事業所、また日中一時支援を利用できる放課後等デイサービスがどこに・何カ所あるのか等の情報を周知できるよう、こちらも2021年度の事務局の皆様を引き続き働きかけていただきたいと思います。

活動の幅の狭まった時勢での活動ではありましたが、ご協力いただいた皆様にご心より感謝申し上げます。



2021年度は、次の方針に基づき、活動を進めていきます。

1. 設立が決定した南部療育センターについて、使用する子どもたち、その家族が安心して通える施設となる様、引き続き会員の要望等を伝え、それが少しでも反映され実現される様働きかけていきます。
2. 日中一時支援事業の更なる拡充、利便性の向上を目指し、市に働きかけます。また、療育センターに入れなかった待機児童対策も兼ねて更なる日中一時支援事業の改善を強く求めていきます。
3. 医療的ケア児・肢体不自由児を取り巻く療育環境の向上を目指します。また、あいあいセンターの老朽化が進みバリアフリーとは程遠い現状を市に訴え、移転計画の検討を働きかけます。
4. コロナ禍で勉強会、講演会の実施が困難な状況が続いているので、定例会議等と同様にオンラインで実現可能か模索していきます。また、ホームページ等のツールを有効に活用しながら、当会の活動に関する情報発信の充実を図ります。

昨年同様、新型コロナウイルスの影響で活動が制限される事が予想されます。

制限がある中で活動となりますが、会員の皆様の声に真摯に向き合い、

市の療育環境に少しでもプラスとなる取り組みが出来ればと考えております。

会員の皆様、ご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。



会員各位

平素より当会の活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

2020年度 第27回総会につきまして、別紙のとおり書面での決議とさせていただきます。

会員の皆様へ総会資料とともに《書面決議のご案内》を配布いたしますので、内容のご確認と書面回答いただきまして、令和3年5月14日(金)までに各園事務局担当者にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、集計結果につきましては、後日当会ホームページに掲載する方法によりご報告いたします。

また、当会ホームページにて、3・4月のニュース(第27回総会について/南部療育センター設立に関する要望書提出/日中一時支援事業の要望書・市の回答/2020年度事務局・園代表の退任挨拶など)を掲載しております。
是非、ご覧ください。

<http://ryouiku-fukuoka.com/>



ご不明な点がございましたら、各園事務局までお問合せください。

福岡市地域療育を考える会 事務局